

KOGE
子育て支援

病後児保育・一時保育・保育料の軽減

病後児保育

お子さんが、病気の回復期で集団保育等が困難な期間に、一時的に保育及び看護を行います。

■場所 上毛町病後児保育施設(こうげクリニック内)

■対象児童 町内に住所がある生後6ヵ月～小学校3年生までの児童

■保育時間 月曜～金曜……8:00～18:00まで
土曜日……8:00～17:00まで
(日曜日、祝日、お盆、年末年始は利用できません)

■利用料 1日 2,000円
※生活保護世帯は無料、住民税非課税世帯は500円、所得税非課税世帯は1,000円となります

保育料の軽減

上毛町では、国の基準額より30～50%程度低い保育料を設定しています。また、第3子以降の保育料は無料としています。

■平成22年度軽減額(国の基準額との比較) 約3,580万円

KOGE
子育て支援

ご存知ですか? 児童扶養手当・特別児童扶養手当

※定められた額以上の所得があるとき、児童が児童福祉施設等に入所したとき、公的年金を受けるときなどは手当が支給されません。

児童扶養手当とは

父母の離婚・父母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進する目的で手当を支給する制度です。

■支給要件

次のいずれかに該当する児童(18歳になった後の最初の3月31日までの間にある児童、障がい児については20歳未満)を養育している方に支給されます。

- ①父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童

■手当の月額(平成23年4月～) ※受給者等の所得額に応じて一部支給停止になる場合があります。

◎児童1人のとき/41,550円 ◎児童2人以上の加算額/2人目 5,000円 /3人目以降1人につき 3,000円

■手当の支払 手当の支払月は4月・8月・12月で、それぞれの前月分までが支払われます。

特別児童扶養手当とは

精神または身体が障がいの状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を養育している方に手当を支給する制度です。

■手当の月額(平成23年4月～) ◎重度障害児(1級) 50,550円 ◎中度障害児(2級) 33,670円

■手当の支払 手当の支払月は4月・8月・11月で、それぞれの前月分(11月については8月～11月分)までが支払われます。

KOGE
子育て支援

9月まで子ども手当は引き続き支給されます

子ども手当とは

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに、中学校修了前(15歳になった後の最初の3月31日まで)の子どもを養育している方に手当を支給する制度です。※所得制限はありません。

■手当の月額 ◎子ども1人につき 13,000円

■手当の支払 手当の支払月は6月・10月で、それぞれの前月分までが支払われます。
※既に手当を受給していて、子どもの人数に変更がない方は、手続きの必要はありません。

●申請・問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

KOGE
子育て支援

上毛町が取り組む新しい少子化対策事業 「三世代同居世帯支援補助金」のお知らせ

親、子、孫が同居する三世代同居世帯を支援し、定住化の促進を図ることを目的として三世代同居世帯に対し、補助金を交付します。

注)三世代同居世帯とは……

町内に居住し、親、子、孫等の三世代以上で構成され、かつ、同一住宅内に同居する世帯をいいます。ただし、住民票が同一世帯でも別棟に居住する場合や、同居であっても住民票上は世帯分離している場合などは補助金の対象となりません。また、町税等の滞納がない世帯に限ります。

■補助金の内容 ※支給は、9月と3月の年2回で指定口座に振込みます。

	補助対象者	補助金額
学校給食費助成	小中学校に通う児童生徒がいる世帯の保護者	給食費本人負担額の1/2
家庭内保育助成	就学前で保育所等に通所していない児童(0歳～6歳まで)がいる世帯の世帯主または保護者	児童1人につき月額7,000円

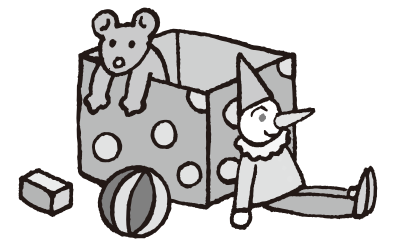
■申請場所 上毛町役場住民課、たいへいの里総合窓口課

※現在、申請受付中です。なお、今年度は制度開始初年度のため、申請が遅れた場合でも経過措置として9月末までに申請すれば、4月まで遡って補助金を交付します。ご不明の点については、お問い合わせください。

「まちづくりの現場から」



昨年度の特集「みんなで作る町のプロジェクト」では、上毛町第1次総合計画に掲げられた目標を実現するため、町が取り組んでいる事業の概要をシリーズで紹介してきました。今回からは「まちづくりの現場から」と題し、実際に進めている事業のプロセスや課題など、より具体的に紹介していきます。今月は、少子化対策の現場からお届けします。



少子高齢化の現状

平成17年の合併時には8,500人だった人口は平成23年3月末では8,120人と380人(4.5%)減少しています。これは、第1次上毛町総合計画において予測していた減少率と比較すると、わずかながら鈍化傾向がみられます。

人口構成については、65歳以上の人口は2,420人(28.5%)から2,453人(30.2%)と、総人口が減少しているのに増加しており、また、14歳以下の人口は1,070人(12.6%)から1,048人(12.9%)とわずかながら減少しています。

全国的な少子高齢化社会は、上毛町でも明確な課題となっており、今後もさらに進行することが予測されます。

子育て支援の取り組み

総合計画では基本目標の一つに「育みあつまち」を掲げています。「子ども感性を磨き、育つまち」を目指し、子どもをまわりの宝と位置付け、安心して子どもを生み育てる環境を形成することを目標に施策を展開しています。

また、昨年3月には上毛町次世代育成支援後期行動計画を策定しました。この計画は「安心して子育て・子育ての喜びや楽しみを実感できる「こうげ」を基本理念に、地域・学校、行政・企業など社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示しています。

子育て支援の制度や事業

児童扶養手当や子ども手当などの支援制度をはじめ、働きながら子育てを行う世代を応援する病後児保育事業に一時保育事業など、いろいろな制度や事業を通じて子育て支援をしています。今回は一部ですが、町独自の新たな取り組みである「三世代同居世帯支援事業」などの事業を紹介します。

子育てに関する多種多様なニーズを把握し「子育て環境が整った住みやすい上毛町」を目指し、定住する家庭が少しでも増えるように事業の推進を図っていきます。